

平成23年度第5回年金業務監視委員会

平成23年10月31日

【郷原委員長】 定刻となりましたので、平成23年度第5回年金業務監視委員会を開催いたします。なお、草野委員につきましては、所用のため欠席されております。

本日は、紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ、厚生年金基金記録と国記録との突合せ、また、第3号被保険者不整合記録問題に関する調査会議について、厚生労働省及び日本年金機構からヒアリングを行います。

まず、紙台帳等とコンピュータ記録との突合せについて、ヒアリングを行います。この議題は、本年5月の第2回委員会において、突合せ事業の進捗状況及び国民年金等のサンプル調査の結果等について御説明いただいたところですが、その後の進捗状況及び今後のスケジュール等について御説明をお願いします。

【伊原記録問題対策部長】 日本年金機構の記録問題対策部長でございます。お手元の「資料1.年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せにおける進捗状況について」、これに基づきまして御説明させていただきたいと思っております。

まず、2ページをお開きいただけますでしょうか。ここに棒グラフが出ています。この突合せ事業は、昨年の10月からスタートしまして、大体1年たちました。本格的に全ての拠点がフル稼働したのは今年の1月からですので、1月から考えますと、ちょうど9か月経過したという状況です。こうした中で、2か月ごとに進捗状況について取りまとめております。直近では9月末のデータが出ておりますので、この9月末の数字を御説明したいと思っております。

全体で1,598万1,000人、大体1,600万人の方の突合せ作業が終了しております。1,600万人と申しますと、対象者が全体で8,100万人いらっしゃいますので、その2割に相当いたします。ただ、年配の方、受給者の方から中心に作業しておりますので、65歳以上の方は約5割が終了しているという状況でございます。1,600万人の方に対して突合せを行いまして、職員で確認を終えて、記録に誤りがあると思われる方に通知を送っておりますが、大体18万7,000の方に通知を送っているという状況でございます。

これをもう少し詳しく見たものが1ページになります。年齢階層別、作業の段階別に数字をお示ししております。審査開始件数というのは、拠点で実際に審査を始めた件数が、

9月末時点で約1,900万人分。その中で審査を終了した件数、職員まで確認が終わっているものが1,250万人分、受託事業者で終わっているものが1,600万人分ということになります。うち一致件数というのが、職員ベースで1,230万人分、受託事業者ベースで1,440万人分、それから不一致ということで訂正が必要な可能性があるものが、職員ベースで21万人分、受託事業者の段階で149万人分となっております。

この中で、職員確認を終えて、記録回復見込額の計算をしたものが、下の数字でございますが、大体18万人の方が増額になるだろうと見込まれております。年金回復見込額で見ますと、約18億7,000万円。年額ベースで18億7,000万円ですので、生涯額で見ますと370億円強ぐらいになります。増額となった1人当たりの平均が、年額1万円程度という状況でございます。

御本人への通知の発送状況でございますが、記録訂正の通知と、記録判明の通知、大きく2種類がございますが、記録訂正通知で17万9,000件、記録判明通知で8,000件という状況になっております。

3ページを御覧ください。現在の全体の業務の状況でございますが、各拠点で実施されている作業のフローとして、「受付」がありまして、「1次審査」、「2次審査」、そして「職員審査」と、こういうふうに大きく4段階ございます。この中で、受託事業者が実施していません「受付」、「1次審査」、「2次審査」でございますが、立ち上げから半年程度は、どこの拠点も作業スタッフのスキルがなかなか上がらないということもあって、滞留が生じておりましたが、現在では大体どこの拠点も品質向上策が打たれまして、スタッフのレベルも上がってまいりましたので、おおむね順調に推移しております。

課題ですが、実は職員審査のほうでございまして、2次審査の結果、通知送付の検討が必要な案件が想定以上に多かったということでございます。1ページを御覧ください。受託事業者で終わっておりますのは括弧内1,598万人分に対して、不一致件数は、その下の括弧内149万8,000人分ということで、9.4%ぐらい不一致という数字が出てまいります。この不一致の案件を、職員が調べていきます。セキュリティーの問題もあって、受託事業者に全ての情報を自由に検索させるわけにはいきませんので、職員しか見られない項目等がございます。職員で見えてまいりますと、このうち3割ぐらいが一致とみなしていいものになります。当初はサンプル調査を基に、不一致率は全体の6%強程になるのだろうと見込んでいたんですが、実際に作業をやってみると、受託事業者の審査能力の制約もあって、3%程度の誤差が生じております。

それから、5月に公表したサンプル調査では、高齢者の方で6%程異なるという結果が出ましたが、今から数年前に実施した2万件のサンプル調査では、1.4%という数字でございました。その差が、実際には大きく影響しており、職員審査や通知作成の作業が、受託事業者の作業に比して追いついていない。受託事業者が1万7,000人で作業しているのを、日本年金機構職員が700人で追いかけているものですから、足りない状況となっております。そこで、本年10月以降、この記録突合センターの職員作業に加えまして、全国47の事務センターあるいは年金事務所において、記録問題対応でこの突合せ業務もサポートできるという職員についても、職員審査の業務を担当させることにいたしております。さらに、来年度の概算要求では、この職員作業全体を事務センターに移管し、マンパワーも増やしまして、この体制を強化していこうと考えております。これをやることによって、25年度までに受給者の方々の通知を送り終えたいと考えております。

それからもう1点、後で年金局から御説明があると思いますが、来年度の概算要求につきましては、5月に費用対効果の問題がございましたが、そういう意味で、被保険者、現役の方についてどうするかということはまだ決着が付いておりませんので、今後の検討課題とさせていただいておりますが、受給者の方に関しましては、必要があるだろうということで、来年度の概算要求はひとまず、受給者の方が完了できるレベルで、年金局から財務省に対して概算要求をさせていただいております。

以上でございます。

【郷原委員長】 年金局も御説明をお願いいたします。

【塚本事業企画課長】 この紙とコンピュータの突合せに関しては、今、伊原から御説明申し上げましたように、国民年金の受給者の方について、コンピュータを使つての突合せなどを活用することによって効率化を図って、来年24年度に受給者の方の分を全件処理できるような体制と、今、伊原から御説明申し上げましたように、職員のほうがネックになっておりますので、職員の体制強化を含めて722億円という形で、財務省に概算要求しているという状況です。残りの概算要求関係については、最後に御説明申し上げたいと思います。

【郷原委員長】 ただ今の説明に対して、御意見、御質問があればお願いいたします。

【吉山委員】 御説明ありがとうございました。

今、1ページの表を拝見しておりまして、不一致の中の3割程度が一致とみなせるものというお答えでしたが、なぜそれが不一致ということでデータが上がってきってしまったの

でしょうか。

【伊原記録問題対策部長】 受託事業者が行う作業というのは、紙台帳の記録とオンライン記録が一致しているかどうかだけを、目で見確認するという作業です。ただ、実際にそれで不一致だとしても、例えば、訂正履歴とって、コンピュータ上、その方の記録について後から直したというような履歴が入っていれば、紙台帳の記録が直ってなくても、オンライン記録が正しいと判断できますので、そういうものは不一致で上がってきたとしても一致とみなすわけです。その作業というのは、受託事業者にも一部行わせていますが、受託事業者の方にコンピュータ記録をお見せすることが適当でないものもございすので、職員が最終判断するという項目もございす。職員が判断して見たときに、この方の紙台帳の記録とコンピュータ記録が違っていることに合理的な理由があると判断される場合には一致とみなします。合理的な理由とは、その方について、紙台帳を書いたときはそうだったけれども、その後の事情変更で、追納したなどということが、別の資料で確認できれば、それを一致とみなせるものですから、そういう作業を職員が行っているということです。

【吉山委員】 コンピュータのデータというのはどんどん上書きすると聞いたこともありますが、紙に何か残っていたわけですね。

【伊原記録問題対策部長】 いや、コンピュータ履歴の場合は、上書きすることもしますが、訂正履歴が残るようになっています。したがって、例えば、何年何月にどこを直したかというのは、訂正履歴がコンピュータにありますので、それを確認すれば分かることになっています。

【吉山委員】 分かりました。

【村岡委員】 一致しているという分については、本当に一致しているかというのは、後で品質検査などはやっらっしゃるんですか。

【伊原記録問題対策部長】 2種類の品質検査を行っております。受託事業者においては、まず、オペレーターが行ったものをSV（スーパーバイザー）がチェックする。SVが行ったものを、管理者が10分の1、つまり10%抜取りを義務付けております。さらに、我々の要求水準を満たすレベルに達するまでは日本年金機構の職員が全件確認する。一定の水準を満たすと、今度は25%抜取りです。最終的には、1%抜取りという形で実施しております。1%抜取りを実施しても、毎日チェックしているんですが、1件でもミスがあったら、全部を相手に突き返すという運用を行ってございまして、品質管理の手法からする

と、一応やれることはやっているというつもりでございます。実際、受託事業者の1次審査の誤審率も、始めたばかりのときは10%を超えるような状況もみられましたが、最近は全ての拠点ではほぼ1%を下回る状況になっております。

【村岡委員】 それと、これは難しいかと思うんですが、この結果で、具体的に何件あったか忘れましたが、浮いていた記録があったわけですね。その浮いていたものがこれに全部ひも付けか何かされるといいとは思いますが、それは何かお考えですか。それとも、各個人について、紙とコンピュータ記録とをチェックしているからいいというお考えですか。

【伊原記録問題対策部長】 まず、今日私が御説明しました紙台帳とコンピュータ記録の突合せは、お一人お一人のコンピュータ記録に実際ひも付いた紙台帳についてのチェックを行っております。ところが、御指摘の、いわゆる浮いた5,000万件の記録については、まだ持ち主そのものが分からないんですね。これについては、この紙台帳との突合せでは直ちには解決いたしません。

それで、実は未統合の5,000万件の記録と、そこにひも付いた紙台帳がありまして、未統合記録と紙台帳の照合作業を別途始めております。これは、8月末からお台場の拠点で実施しておりまして、1日3万件ぐらい見て、もし紙台帳の記録と未統合の記録に不一致があれば、不一致に応じて、もう一度持ち主を探すという作業を行っております。ただ、実は、過去の僅かなサンプル調査の結果ではありますが、1%程度しか、その方法では見付からないのだろうと思っております。したがって、その作業をしても見付からないものについては、来年度、ねんきんネットにおいて、見付からなかったものについて検索できるシステムをスタートさせたいと思っております。その概算要求を財務省に対しさせていただいております。最終的には、紙台帳を使っても持ち主が分からなかったものは、御本人に自分の記憶をよみがえらせていただいて検索をするということをお願いしたいと思っております。

【村岡委員】 ちょっと言葉を悪くして言えば、どこかで諦めざるを得ないわけですね。

【伊原記録問題対策部長】 諦めるという訳ではありません。

【村岡委員】 その辺りは、どこで判断するのでしょうか。ここまでやったから、諦めるという言葉は悪いかもしれませんが、ここまでやったから、しょうがないと。しょうがないという言葉も悪いですね。そういう目標は設定していらっしゃるんですか。

【伊原記録問題対策部長】 紙台帳とコンピュータ記録の突合せをやりますと、行政的にどうか、我々のほうからやれることは相当程度やったことになると考えております。ところが、やはりそれでも持ち主が見付からない記録もあると思うんですね。それについては、御本人から検索できるようにして、見付けたら、申告していただければ、いつでも対応するという仕組みとするというのが一つの対応策で、いつをもって終わりですとかいうのではなくて、御本人が言ってきていただければ、いつでも直せるという仕組みをつくるのが、この問題の一つのアプローチではないかと思っております。だから、今日で終わりですとか、そのような諦めではないのではないかと思っております。

【村岡委員】 はい。

【高山委員】 同じく1ページ目に年金回復見込額が示されておりますが、ここでは国民年金のみの加入者などに分けられていません。国民年金のみの加入者の場合の増額は当然少ないと思いますが、もっと詳しいデータがありましたら、後でも結構ですので、事務局にお届け下さい。

【伊原記録問題対策部長】 すみません。そういう問題意識で分けてとった資料はありませんが、多分コンピュータでとれるはずなので、とってみたいと思います。ただ、御指摘のように、多くの回復があるのは厚生年金ですので、国民年金は少ないと思います。

【郷原委員長】 サンプル調査の結果、最初は、掛けるコストに対して年金の回復額がかなり見込めるという結果だったものが、確か、今年の5月にお伺いしたときには、それがかなり下がりましたよね。それとの比較からすると、現状はどうか。

【伊原記録問題対策部長】 まず、5月に発表させていただいたのは、要は、受給者の方に関しては、掛けたコストに対して回復額がそれを上回るというお話でございました。それに対して、現役の方は、掛けたコストに対して、回復額はそれを下回るという結果だったと思います。今、作業しておりますのはほぼ受給者の方なんですね。そういった意味でいえば、当然不一致率も、先ほど御覧いただきましたように、9%出ておりますし、最終的には職員で調べてみると、そのうち3割は落ちますが、残り7割の方は回復の対象ですので、おそらく受給者の方についてはいわゆる費用対効果はあるのではないかと思っております。ただ、数字上、現段階で18億8,000万円となっておりますのは、受託事業者で終わっても、職員のほうでチェックが終わりきれていないので、全部チェックができれば、もっと大きな数字になると思います。

【郷原委員長】 受給者でも、これから年齢がどんどん下がってくるわけですね。そう

すると、今後どこかで、もう作業をやってもあまり意味がないようなところにまで達するのではないかと思うんですが、今後の作業、その見通しをつけるということは、現在行っていますか。

【伊原記録問題対策部長】　　そういう意味では、サンプル調査で、一番若い層である65歳から75歳の層についても行ってございまして、これも費用対効果はありという結果が出ておりますので、受給者までは、そういう数字上の評価をしても、費用対効果はあるのではないかと思います。ただ、人数的に最もボリュームの多い加入者については、今のところそういうデータはありませんので、その取扱いについては、どうするかはまた別途考えなければいけないと思います。

【郷原委員長】　　今後の問題として、受給者の突合せ作業は大体どのぐらいで終わるんですか。

【伊原記録問題対策部長】　　来年度いっぱいやれば終わると思います。

【郷原委員長】　　そうすると、その次、続けるとすれば、受給者ではない加入者ということになるわけですね。

【伊原記録問題対策部長】　　はい。そこは、厚生労働省あるいは与党の中で御議論いただくだろうと思います。

【郷原委員長】　　その辺りのことは……。

【塚本事業企画課長】　　先ほど概算要求の御説明でも申し上げましたように、24年度は受給者をおおむね全部終了させられるような額で概算要求はしてございます。その後、御指摘の被保険者をどうするかという問題については、引き続き、与党の民主党とも御相談しながら検討していきたいと思っております。

【片桐委員】　　そうしますと、24年度の概算要求にある、「紙台帳等とコンピュータ記録との突合せの促進」の722億円というのは、これは受給者の記録の突合せということに限るということでしょうか。

【伊原記録問題対策部長】　　今、日本年金機構から厚生労働省に出ささせていただいたのは、受給者をやるということの数字でございます。

【片桐委員】　　そうしますと、費用対効果があるのではないかとおっしゃっていたのは、この722億円と何を比較していらっしゃるのでしょうか。

【伊原記録問題対策部長】　　722億円の中には、恒常的に使うシステム経費などございますが、そのうち通常突合せに伴う費用について、今年度分、それから昨年度分を足した費

用を1人当たりに割り戻した数字と、それから、実際その人1人の記録を突合せた時の回復期待額を比較しております。それを比較すると、回復期待額のほうが、掛けたコストに比べて高くなるということが一つの判断材料にするという議論だと思います。

【片桐委員】 申し訳ありません。よく分からなかったなので、分母と分子をもう少し詳しく教えてください。

【伊原記録問題対策部長】 分母につきましては、本日は以前の資料をお出ししておりませんが、サンプル調査のときに、1件当たりのコストとして3,400円という数字をお出しさせていただいております。3,400円のコストに対して、回復額が幾らになるかということ、5月の段階で一つの指標として議論させていただきました。その3,400円よりも高い回復額になるというのが、一つの判断材料だと思います。

【片桐委員】 その回復額とおっしゃっているのは、今回増額となった1人当たり平均の年額という、この1万200円、こちらと比較していらっしゃるんですか。

【伊原記録問題対策部長】 いや、違います。これは増額した人だけなので、増額しなかった人も含めた総回復額を、回復した人としなかった人の全部で割った数字です。したがって、宝くじを引いたけれども宝くじが当たらなかった人も含めて、どのぐらい回復するかという形で見ております。

【片桐委員】 1ページ目の資料ですと、年金回復見込額累計の年額は18億円になっているんですね。これ、一つのベースになっているということですね。

【伊原記録問題対策部長】 これは途中過程の段階なので、5月に出したサンプル調査の数字で、今御説明させていただいております。これは、あくまでもやっている途中のプロセスの数字ですので、これ自体サンプルの母体が偏っていますので、これでは意味がないので、むしろ無作為抽出したサンプル調査の結果から、そのように見ております。

【村岡委員】 この資料はいいんですが、今のコストパフォーマンスは、世の中にはあまり受け入れられないのではないかと思うんですね。要するに、例えば私が受給者の立場になれば、幾ら掛けようと、「私の1,000円を下さい」と、「幾ら掛けるかはそちらの責任だ」ということになるでしょうし、全く関係の無い立場から言えば、1円だって出したくないということになるでしょうから、あまりコストパフォーマンスという考え方は、もちろん日本年金機構の中ではお考えになるのは必要でしょうけれども、パブリックにはおっしゃるのが得かどうかというのは、ちょっと疑問に思うんですが。

【伊原記録問題対策部長】 おっしゃるとおりで、実は今年の5月にそういう一つの費

用対効果という形の数字をお示しましたが、それに対しては、例えば与党の御議論の中で、「これはコストの問題ではない、幾ら掛けようが、やるべきだ」という御意見も強くあったと聞いております。そういった意味で、数字としては、先ほど申し上げたような数字が議論としてあり得るんですが、どのように事業を実施していくかということについては、そうした数字だけではなくて、むしろ、年金制度に対する信頼感というような問題も含めて考えて、どう評価するかではないかと思えます。その辺りは、厚生労働省でお考えになるんだと思えますが。

【郷原委員長】 よろしいですか。それでは、この件についてはこの辺りにして、続いて、厚生年金基金記録と国記録との突合せについて、御説明をお願いします。

【渡辺企業年金国民年金基金課長】 年金局の企業年金国民年金基金課長でございます。

それでは、私から一括いたしまして、二つ目の議題に関する資料の御説明をさせていただきたいと思えます。お手元の資料2-1と、2-2という参考資料がございますが、まず、この2-1で御説明を申し上げたいと思えます。

1枚おめくりいただきまして、1ページを御覧いただければと思えます。まず、この国記録と厚生年金基金等の記録の突合せでございますが、これにつきましては、平成21年3月から、当時の社会保険庁から厚生年金基金等に対しまして、基金加入者の被保険者等の記録の提供をしております、それと基金の持っている加入員記録の突合せというものを実施してございます。下に概略図をつけておりますが、実際にこの被保険者等の記録を社会保険庁から抽出するのに、平成21年12月まで掛かっておりまして、これを一旦、企業年金連合会というところに移しまして、ここで企業年金連合会分と基金分に振り分けをするという作業を、平成22年1月までやっております。したがって、実際に突合せ作業が始まったのは平成22年2月からでございます、約2年弱たとうとしております。

こういった基金と国の記録の突合せの対象は、全体で約4,000万件程ございますが、こうした突合せの作業の中で、おおむね9割近くは国記録と基金記録が一致している、あるいは軽微な違いということで、既に修正するという事で一致済みになっております。不一致になっておりますのが、残りの中で約260万件、6%程ございまして、この不一致記録の中で、基金と国の記録の違いによりまして、給付に齟齬が生じるようなケースが生じてきているというのが、本日の議題でございます。

そこで、2ページ目でございますが、実際にどのようなケースがあるかということで、大きく二つございまして、厚生年金基金の代行部分が、いわば国と基金と両方から二重で

給付されているという事案と、逆に代行部分がどちらからも支給されていないという事案が生じております。まず、「二重給付による過払い事案」とございますが、そこに「本来の給付」というのがございますが、そもそも厚生年金基金は、厚生年金の一部を代行いたしますので、その左のほうで少し白塗りのところがございますが、横を期間のイメージで考えていただけると分かりやすいと思いますが、仮に、この期間、基金に加入した期間があったとしますと、ここの部分は代行部分として、基金から給付をされる。もちろん基金では、独自の上乗せ部分もございますが。したがって、この代行部分というのは、基金の加入期間分は基金から給付をされるというのが通常でございます。そして、例えば基金を設立したり、あるいは事業所が基金に加入したりしますと、当然事業所からは国、基金それぞれに届出がされますので、国では「この人は基金の加入員だ」ということで、これは具体的に「種別」と我々は言うておりますが、被保険者記録の中で、通常の基金に入っていない方は、男性であれば1種、女性であれば2種ということになりますが、この方が基金に加入されますと、それぞれが5種、6種という形に種別が変わるということになって、そこで識別ができるということになっております。

ところが、記録の齟齬によりまして、「二重給付のケース」というのがございますが、本来であれば、ここは基金から支給されるということが、国の記録でも、基金の加入員でないと、先ほど言いました5種、6種ではなくて、1種、2種のまま残っている。したがって、国からもここの部分が出てしまうということで、結果的にここの代行部分が二重給付になってしまっているというケースが生じているというのが一つでございます。

それからもう一つがこの逆のケースでございますが、不支給事案ということで、これは、その下のほうの「不支給のケース」というところを御覧いただければ分かると思いますが、国記録では、この人は基金の加入員である、したがって、この代行部分は給付をしないということになっているわけですが、逆に、基金でも、その人が基金の加入員だということが認識されない。これは、主として事業主からの届出漏れなどの原因によるかと思えます。基金はそれぞれの事業所から届出がないと、そこが認識できませんので。そのことによりまして、基金の加入員でないと。したがって、基金から給付されないということは、結果的に両方から支給されないという、このようなケースが記録の違いによって出てきているということでございます。

そこで、このような事案に対してどう対応していくかということですが、次の3ページ、横の表になりますが、「1. 事案の概要」というのは、今、図で御説明したとおりでございます。

す。

そして、要は記録の齟齬が生じてしまう、その主な原因としてはどのようなものが考えられるかということでございますが、まず、国記録の誤りとしましては、旧社会保険事務所におきまして、基金加入や脱退時に、これは主として紙台帳の時代が多いと思っております、その紙台帳に、先ほど言いました1種、2種を5種、6種に変えるという作業の中で、訂正し忘れと申しますか、そういった形での記載誤りや、あるいは紙台帳記録をコンピュータに転記するときの誤入力などが主たる原因だということが考えられます。後ほど申し上げますが、こういったことは、オンラインシステムによりまして、例えば、一つの事業所でこの人だけ直し忘れるというようなことがあったら、システムとしてはじくような形に、現在はなっておりますので、現在は生じておりませんが、そういうことが過去にあったということで、こういうことが生じているということでございます。一方で、基金のほうで基金加入者に認識されないという主な原因としては、先ほども少し申し上げましたが、事業所が基金に対して資格取得等の必要な届出をしていないというか、届出漏れというようなケースが主たる原因であるということでございます。

この結果として、不支給、二重給付ということが生じてしまうわけですが、それぞれについてどういう対応方針をとっていくかということでございます。国記録が誤りの場合、それから基金記録が誤りの場合というのがございますが、まず、国記録の誤りによりまして二重給付が生じてしまった場合、いわばこれは過払いが生じてしまっているわけですが、ここにつきましてどう対応するかということでございますが、まず、受給者につきましては、既に受給を開始しておりますので、まずは日本年金機構において記録を訂正して、御本人に通知をする。そしてその過払い分につきましては、他の事務処理誤りなどによる場合と同様に、国が給付する過払い分の減額の裁定を行いまして、最大5年分でございますが、過払い分の返納手続をとっていただくということをしていきたいということでございます。被保険者の場合はまだ受給が始まっていませんので、記録を訂正して、御本人に通知するということになります。それから、逆に不支給の場合ですが、この場合は記録の訂正等は同じですが、今度は、国から出ていなかった分が増額になりますので、増額の裁定を行うということで、これにつきましては時効特例給付の対象になりますので、遡りができるということでございます。

一方、基金記録が誤りの場合、これも同じでございまして、それぞれの基金の給付の増額、減額など、これは基金のほうの対応になりますが、必要な対応を行うよう、私ども企

業年金国民年金基金課で指導していくということでございます。

こういった中で、特にやや問題になりますのが、こういった事例がどれぐらい生じているかということと、実際に過払い分を返していただくというときに、特に受給者の方につきましては、既に年金を受給されていますので、そういった中で過払い分というのがどれぐらいのウエイトを占めるかということございまして、その次の4ページでございますが、日本年金機構でサンプル調査を2種類やっております。

まず、一つ目でございますが、こういった事案がどのくらいの割合で起きているかということを見るために、「1. サンプル調査(その1)」というのがございまして、これを平成22年9月に行っております。具体的には、調査の対象としましては、47の都道府県の事務センターにおきまして、平成22年9月1日から24日に、厚生年金基金等から記録が不一致であるということで調査依頼を受けたものの中で、これは具体的には、その下にございまして、件数で4万9,543件でございますが、このうち、先ほど申しました、種別が違っている、この基金の加入状況の記録が相違と考えられる件数がどのぐらいあったかということ、それから、そのうち、先ほど申しました二重給付、代行不支給の件数がどれぐらいあったかということで、それぞれの数字はそこにあるとおりでございますが、割合で申し上げますと、不一致事案の6.4%が基金加入記録が相違している。そのうち二重給付の事案が1.2%、それから代行給付の逆の不支給の事案が5.2%ということでございます。

この数値を基にいたしまして、6ページを御覧いただければと思いますが、今申し上げました割合を基に、実際に、先ほど、不一致事例が260万件と申し上げましたが、その中で、今のサンプル調査でいいますと約6.4%がこういった記録相違が考えられる。その中でさらに「事案①」というのは二重支給のケースでございまして、「事案②」というのが不支給のケースでございまして、それぞれサンプル調査の率を掛けまして、先ほど御説明しました二重給付は、推計でございますが、約3.1万件、それから不支給のケースは13.5万件ということで、それぞれ受給者、被保険者につきましては、粗い推計でございますが、こういった形で推計しております。サンプル調査①のほうは、こういった全体の割合といえますか、推計を出すために行ったものでございます。

次に5ページでございますが、「2. サンプル調査(その2)」といえますのは、基金加入状況の記録が相違している場合に、それを補正した場合、実際に年金額に、これはプラスマイナス両方あるわけでございますが、どういう影響があるかということ把握するために行ったサンプル調査でございまして、23年4月に行っております。これは、受付件数の

多い上位20都道府県の事務センターのデータを基に、先ほどの事案①、②、二重給付、それから代行不支給のケースそれぞれ100件ずつをとりまして、これは実際に突合せをすることはできませんので、今から申し上げますような過程で影響額を算出しております。事案①の二重給付のほうは、仮に国の記録を基金の加入に合わせた場合に、今度は国のほうが支給していたのが誤りだということになりますので、国の給付がどれぐらい減少するかという割合を年額でとっております。逆に事案②のほうは、仮に国の記録が正しい場合に、厚生年金基金等で支給していなかったところを支給する場合に、どれぐらい代行部分の額があるかということ、これも年額でサンプル調査をしております。

数字はその下にございますが、7ページのグラフで御覧いただければと思います。これが、まず事案①、二重給付のほうでございまして、種別訂正によって、これは国の年金が減額になる年額でございまして、御覧いただきましても分かりますように、大体7割近くが、年額でございまして、1万円未満ということになっているということでございます。

それから、次の8ページは、逆に種別訂正による年金の増額のケースでございまして、これも御覧いただいても分かりますように、先ほどの事案①と同様でございまして、7割近くが1万円未満ということになっているということでございます。

具体的な数値で御覧いただきますと、あちこち前後して恐縮ですが、5ページにお戻りいただきまして、分布で見させていただきますと、今申し上げましたように、1万円以下のものがどちらも7割を占めますが、事案①の二重給付の場合で、受給者につきましては、中央値でとりますと、年額約3,820円、約4,000円でございます。最高額で16万1,500円、最低額で128円ということで、最高額ですと年額16万円ぐらいでございます。ただ、実際には、この事案の対象となっておりますのは、厚生年金基金に入っている方ですので、基礎年金の上に厚生年金もある、2階部分まではある方でございますので、そういう意味で考えますと、今の厚生年金の平均の年額が約188万円ぐらいでございますので、その年額の中での、仮に受給者の中央値でとれば、4,000円ぐらいという規模感でございます。また、この最高額の方16万円ぐらいでございますが、これも年金額にしますと年額300万円ぐらい出ている方ということでございますので、その中で過払い分をどう返していくかということでございます。数値的には、そこがございますように、中央値で御覧いただきますと、二重給付は、被保険者の場合では約2,300円、それから代行不支給のほうは、これも中央値で御覧いただきますと、受給者が年額で2,450円、被保険者が年額で1万1,500円というような状況であるということでございます。

それから、次の6ページですが、事案①の二重給付のほうは、紙台帳の時代に基金の設立等に伴って加入状況を書くときの誤り、あるいは紙台帳からコンピュータに移すときの誤りということですが、先ほども申し上げましたように、オンライン化以降は、こういう記録について、システムとしてはじくような形になっておりますので、これでいいと平成9年ですが、ゼロということになっております。一方、事案②のほうは、御覧のとおり、新しい時期についても見られますが、これは主として、先ほど申しました、事業主が厚生年金基金に出すときの届出漏れ等が主であると考えられますので、このところはどのようにしていくかという再発防止策については、現在、私どものほうで日本年金機構とも相談しながら考えているということで、できるだけ早急に方針を固めたいと思っております。

資料2は数値的な参考資料でございますので、また御覧いただければと思います。

以上で、説明を終わります。

【郷原委員長】 ただ今の説明について、何か御意見、御質問があればお願いします。

【吉山委員】 御説明ありがとうございました。基金の記録が誤っているのではないかというのは、よくうわさで聞いていましたので、こういう調査をしていただいて、非常に喜ばしく思っております。

一つ質問なのですが、標準報酬月額が（国の）厚生年金（の記録）と厚生年金基金（の記録）が違っているかどうかの調査はなされたことはありますでしょうか。

【渡辺企業年金国民年金基金課長】 今回の突合せの中では、加入者の期間と、その間の標準報酬月額の突合せをしておりますので、そういう意味では、この突合せの中でそういうのが出てきている。違っていれば、出てくるということなんです。

【吉山委員】 では、報酬の違いというのはなかったのでしょうか。

【柳樂事業企画部長】 日本年金機構の事業企画部長でございます。

今回の突合せ、種別相違について、厚生年金基金に加入していたかどうかの記録が誤っているという事案についての御説明を年金局からいたしました。基金の突合は、それだけを調べているわけではございませんで、国の厚生年金加入員の記録を一旦、全部厚生年金基金にお送りしまして、厚生年金基金のほうで、国から送られてきた記録と、今、現に手に持っておられる基金の記録で何らかの不一致があるものを全部、ここが違いますという不一致の点を全部リストの形に出力していただいて、それを機構に一旦お返ししていただくということになっております。

したがいまして、その記録の相違の中には、種別、つまり厚生年金基金に加入していたかどうかという記録の誤り以外に、吉山委員が御指摘になりましたように、標準報酬が違うという不一致ですとか、あるいは加入期間が違うという不一致ですとか、年金給付には影響しませんが、名前が違う、性別が違うなど、基礎情報の違いというのもございまして、それらのものをとにかく全て一旦機構にお返しただいて、機構のほうで紙台帳等と照合いたしまして、何が正しいのかというのを確認した上で基金にお返しして、これで間違っているか、正しいかというのを御確認いただく。それでなお、違うのではないかという場合には、更に各基金で持っておられる個別の資料、例えば賃金台帳ですとか、そういうものを持っておられる場合は、それを再提出いただいて、また機構で改めて確認するという手順で、1段階、2段階という2段階の審査で確認しておりますので、そういう点で、御質問のありました標準報酬の相違というようなものも、この基金突合全体のスキームの中で、統一といいますか、整合性がとれるような訂正が行われていくという流れになってございます。

【吉山委員】 ありがとうございます。

【渡辺企業年金国民年金基金課長】 少し追加で、先ほど冒頭で、全体4,000万件のうち、不一致が260万件程あると申し上げましたが、今回のこの種別相違は、この推計では両方足して16万件ぐらいですので、その残りの、260万件の13万件以外のものが、先ほど申しました、例えば標準報酬が違う、名前が違う、基礎年金番号が違うなど、いろいろなものがそこに入ってくるということで、それは今申し上げましたような手順で、現在、突合せの作業を進めているということでございます。

【吉山委員】 はい。

【高山委員】 5ページと7ページを眺めておりましたら、分布は正規分布ではなくて、ゆがんでいますので、中央値と平均値は明らかに違っています。5ページの④で、(1)と書いてあって、表があるのは、中央値と考えればよろしいのでしょうか。

【渡辺企業年金国民年金基金課長】 そうですね。

【柳樂事業企画部長】 まさに御指摘のように、正規分布ではありませんで、左に大きく偏った分布になっておりますので、平均をとりますと、御指摘のように、実態よりは非常に大きな数字が出てしまうというようなことで、それで、この表にまとめます際には、実態に近いようにということで、中央値のほうを改めて書かせていただいて、平均は一応参考程度ということで、小さな字で書いているのがこの5ページの表でございます。

【高山委員】　　そういうことですか。

【岸村委員】　　質問ですが、このサンプリングによる突合は、厚生年金そのものの受給額の変動を伴う場合があるんですが、そうすると、先ほど伊原記録問題対策部長が御説明された、紙コンの訂正とどういう関連というか、別々のものが同じ方に対して生じる可能性は十分あるということでしょうか。

【伊原記録問題対策部長】　　私どものやっている紙台帳等とコンピュータ記録の場合は、基金記録は除外しております。基金のほうは基金の突合せ作業として別途やることになっていまして、基金以外の記録を今、私どものところでやっています。基金は基金として独自にやっているという形になっております。

【岸村委員】　　ということは、要は、ある一人の方に対して両方から通知が行く可能性はあるということでしょうか。

【伊原記録問題対策部長】　　可能性としてはございます。それほど高い確率ではないですが、可能性としてはあります。なぜかと申しますと、基金の突合せの場合は、厚生年金基金と機構との間でやり取りしなければいけないので、我々のような作業ではできないので、完全に分離して行っているからです。

【岸村委員】　　分かりました。そうすると、片や、紙コンで増額になる方が、基金の二重給付で減額になる。きちんとそういった方が分かるような整合などは検討されているのでしょうか。

【伊原記録問題対策部長】　　実務的にはそのように実施したいところですが、実はお一人お一人の方の作業の進行が、完全に独立しておりますので、片一方の結果が全部出終わるまで作業しないというわけにはいきませんので、確率的にも低いということもあって、今は基金は基金、紙コンのほうは紙コンのほうでそれぞれやっております。両方間違ったケースはあるとは思いますが、今のところ、その辺りのデータなどは把握できておりません。

【岸村委員】　　分かりました。

【吉山委員】　　6ページの表のところ、平成9年度以降で、「事案② 代行部分の不支給」のところがいまだ発生しているので、再発防止に努めたいということなのですが、具体的にどのように対処なさっていくか、方向性は見えていらっしゃるのでしょうか。

【渡辺企業年金国民年金基金課長】　　中身は検討中でございますが、事業主の届出漏れを無くしていくということはもちろんなのですが、事業主は機構と基金と両方に届出をす

なのですが、基金は事業主からしか得る手段がありませんので、そういう意味では、どこかでダブルチェックを掛けられるような、そういうシステムができないかどうかというのは、まだ具体案までには至っておりませんが、現在、厚生労働省内で検討しているところでございます。

【吉山委員】　　ということは、例えば年金事務所に出したものが基金に回る、基金に出したものが年金事務所に回るというような方法は考えていらっしゃるのでしょうか。

【渡辺企業年金国民年金基金課長】　　そういったことも含めて、具体的にシステムがどうできるかというところもあります。多分、それがダブルチェックとしては一番適切だと思っておりますので、どういうやり方ができるかも含めて、現在、厚生労働省内で検討しているところでございます。

【吉山委員】　　分かりました。

【郷原委員長】　　基金記録と国の記録の問題というのはやや特殊な問題で、これまでいろいろ年金の記録に関して発生した問題とは少し性格が違うということですよ。過払いになっていたり、払われていなかったというような問題というのは、今までにもいろいろな問題が起きているので、またそういう問題が発生して、実務的にいろいろ問題があったように思われかねないと思うんですね。最近も「運用3号」問題などでもいろいろ批判も受けたところでもあるので、そういう問題と違う問題だということを明確にしておく必要があると思うんですが。それほど長く報道されたわけではないですが、一時期かなり大きく報道されましたよね。その辺りは、若干誤解が生じかねなかったような面もあったような気がするので、その辺りをできるだけ分かりやすく説明しておく必要があると思うんですが。こちらで作成した資料がありますが、こういう資料で、今回の問題を説明しておこう、コメントしておこうということを考えておりますが、よろしいでしょうか。参考資料ですね。ほかによろしいですか。

それでは、この問題はこれで終わりにしたいと思っております。

続いて、第3号被保険者不整合記録問題に関する調査会議について、ヒアリングを行います。この調査会議に関しては、本年7月の第3回委員会において、調査会議の概要及び第1回、第2回調査会議の議論の概要について御説明いただいたところですが、その後の活動状況について、御説明をお願いします。

【棚橋事務局長】　　厚生労働省の大臣官房政策評価審議官をいたしております棚橋でございます。今、議題となりました調査会議の事務局長を仰せつかっておりまして、私のほ

うから、その後の状況について簡単に御説明を申し上げたいと存じます。

では、お手元の資料に、右上に説明資料3という資料、2ページのものがあるかと存じます。これに沿いまして御報告させていただきます。この調査会議につきましては、もう委員の皆様にご案内のとおり、前の大塚副大臣のイニシアチブのもとに発足したものでございまして、第1回が6月30日、そして第2回が7月26日ということで、たまたまこの7月26日の第2回会合の直後に、こちらのほうにお邪魔させていただきまして、一度御報告させていただいた経緯がございます。その後、第3回を8月11日、それから内閣改造を挟みまして、第4回の会合を今月の13日に実施いたしてございます。

改めて復習の部分もございしますが、本調査会議の目的と申しますのは、その下に書いてございますとおり、「運用3号」を実施するに至った経緯ということで、具体的に申し上げれば、21年秋と申しますか、年末と申しますか、旧社会保険庁職員あるいはOBに対するアンケート調査に端を発しているわけですが、その後「運用3号」という形でこの問題を取扱うことに決定に至った経緯を、まず事実解明するというのが一つございます。

それから、さらに、「及びその背景にある」ということで、そもそも第3号被保険者制度、国民年金法上のこの制度、昭和61年4月1日からスタートしているわけですが、この「運用3号」に至ると言いますか、もう少し言えば、まさに第3号被保険者としての記録が正しくないという問題、この問題は、その61年以降の長い行政の経緯が背景にあって問題化したというか、表面化したものであるという認識のもとに、昭和61年以降の年金行政の実情等につきましても調査事項となつてございます。

そういう意味では、本調査会議の調査事項は大きく二つございしますが、これにつきまして、第1回以来、その文書にございますとおり、まず、事務局から、現存いたします様々な資料、資料の中にはいわゆる書籍と申しますか、そういうものもあれば、会議の資料等々もございしますが、そういった資料、文献から、まずは事実関係を確認するという作業から始まったわけでございます。

ある程度そこがおぼろげながら見えてきたところで、それだけでは分かりきらないところは書面調査をする必要があるということでございまして、書面調査を実施いたしました。それで、この書面調査を、実際には第3回会合と第4回会合の間の時期を利用いたしまして実施しています。そして第4回の会合におきましては、この書面調査の結果に基づきまして、またいろいろと委員の皆様から御意見を頂き、更に次のステップといたしましては、この書面調査でも分かりきらないと申しますか、もう少し確認したほうがいいところにつ

いては、第3のステップといたしまして、直接一対一で委員の方から関係者の方にヒアリングをしていただくというステージに移るということを予定いたしております。

そういう意味で、今後の進め方等のところにございますとおり、今後におきましては、先般実施いたしました関係者への書面調査の結果分析を進めつつ、ヒアリングを行うことによつて、いずれにいたしましても、最初に副大臣からこの席で御説明させていただきましたとおり、この調査会議というのは決して責任追及を目的としたものではなくて、ここまでのいろいろな事実関係を解明し、検証し、そして今後の年金行政の開示に資すると申しますか、端的に言えば、二度とこういうことを起こさない、再発防止に資するという観点の調査会議でございますので、そういう関係で、最終的には報告書を取りまとめてまいりたいと思っております。

裏側に両面印刷でメンバー表を改めて付けさせていただきましたが、先ほど御説明いたしましたとおり、内閣改造がございました関係で、大塚副大臣の御担当は、現在、辻副大臣にバトンタッチされていますので、それに合わせまして、現在は辻副大臣が座長を務めているということでございまして、それ以外の4名の先生方は、当然のことながらそのまま、今、鋭意この問題に取り組んでいただいているということでございます。

説明は、以上にさせていただきます。

【郷原委員長】 ただ今の説明に関して、何か御質問、御意見はありませんか。

この調査の範囲をどの辺りまで考えられているかということなんですが、この「運用3号」問題というのは、我々は違法の疑いがあるのではないかということを厳しく言ってきたんですね。そもそも、「運用3号」というやり方自体が。なぜああいう違法の疑いのあるようなやり方が、厚労省の内部で、年金局で意思決定されたのか。そのプロセスを解明する必要があるということが、我々が一番強く言っていたことだったんですね。それが、事務方が主体だったのか、あるいは政務三役側が主体だったのかということも含めて、その辺りのことは、どのようにして今後ヒアリングなどで解明していくということになっているんですか。

【棚橋事務局長】 今お尋ねの件につきましては、まさにどういう検討過程を経て、どういう意見が出て、どういうやり取りがあつて、ということ、最終的には、今御説明いたしましたヒアリングを通じて確認をできればということです。先ほどは申し上げませんでしたが、メンバー表を御覧いただきますと、これは五十音順で並んでございますが、一番上に赤松先生という弁護士の先生がこの事実関係の取りまとめの責任者ということに、

調査会議の席で合意になっておりまして、この先生のお考えは、まさにその辺りを解明していくということで、今まさに郷原委員長がお触れになった幾つかの点も含めてやっているんだと承知いたしております。

【郷原委員長】 それからもう一つ、この委員会の中でも問題として指摘したのが、12月15日に公表されたんですよね。あのようなやり方を行うことは、12月15日を境にしていたのではないかと思うんですが、確かそうでしたよね。

【吉山委員】 はい。12月15日に課長通達として通知をされました。

【郷原委員長】 通知をしたんでしたね。ところが、その前から、どうも12月15日からそういうことになるから、その後裁定したほうが有利になるというような情報が現場に伝わっていて、そういう裁量によって半端な扱いが行われたのではないかというようなこともいろいろ問題にしたんです。短期間でしたが、実際に救済された人がいて、その救済された人というのは一体どういう人たちだったのか。現場で、個人の裁量の範囲内で救われたり、救われなかったりというように、不適切な形でそういう運用が行われた可能性はないのかというようなこともいろいろと問題にしたんですが、そのようなことについての調査は、これとは少し違いますよね。

【棚橋事務局長】 今の点は、私の理解をまず申し上げますと、昨年12月15日付で課長通知が発出されているわけですね。年金事務所あるいは相談センターなどの現場では、それ以前に、職員の方には当然研修があったわけですから、内容は御承知だと思いますが、それについてどのように現場で取り扱っていたのかということについては、私ども調査会議の調査範囲には、今のところ、少なくとも今日までは入っておりません。あくまで決定に至る、先ほど言いましたように、大きく言えば、調査事項は二つあるんですが、特にこの直近の「運用3号」に直接結びつく経緯に関して申し上げますと、昨年の12月15日に通知を発出するに至った経緯を解明するということまででございます。

【吉山委員】 ということは、11月の何日か忘れましたが、実務的な説明会があって、そのときに「運用3号」なるものが12月に公表されるからという話が出て、その後、年金の裁定請求等に見えた方たちの手続を保留していた。つまり、その「運用3号」が実施されてから裁定請求したほうが得だと言う方たちがいたと思います。そのことを、郷原委員長も気にしていらっしゃるんですが、この委員会は責任追及の委員会ではないと最初におっしゃっていたので、こちらの思っているところとずれはあるのですが、その辺りのことは解明していらっしゃらないということですね。

【棚橋事務局長】　そうですね。もう一度繰り返しのお答えで恐縮ですが、今、話題になっている点については、この座長を含めた5人の委員の先生の中で、そういうことを調査するという認識は無いと、私は理解しております。

【郷原委員長】　その点はどのようなのでしょうか。調査会議で調査の対象にならないとすると、それ以外の場で調査をされたのか、されるのか。その辺りはお分かりにならないですか。

【棚橋事務局長】　恐れ入ります。私はあくまで調査会議の事務局長ですので、それ以外のところがどうかということについては承知いたしておりません。

【郷原委員長】　この前、新聞でちらっと見たんですが、3号問題に関して、過払い分の返還は求めないという話でしたよね。今後支給する分から差し引くけれども、過払い分になっている部分の返還は求めないという話でしたが、そうなる、この運用3号によって救済されて、既に支払われてしまった年金は、過払いになっていても返還を求めないことになるのではないかと思うんですが、そんなに数は多くはないかもしれませんが、そういう問題というのは生じないんですか。

【中村事業管理課長】　今、委員長がおっしゃったのは、現在、政府として国会への提出を検討中の法案の中身についてでございますが、これは現在、民主党の厚労部門会議に政府の案を一度御提出して、様々な御意見もいただいているということで、現時点で成案になっている状態ではございませんということを、まず申し上げたいと思います。

それから、「運用3号」で現在、通常よりも高い年金額を受給されている方というのは、現にいらっしゃいますので、こうした方の取扱いということも併せて検討していく必要はあるだろうと思っております。

【吉山委員】　今、案とおっしゃっていたのは、全額返さなくていいという案が出ていますよね。

【中村事業管理課長】　政府としてはそうした案をお示ししたという事実はございません。

【吉山委員】　民主党が出しているというのは、話で伺った気がするんですが。

【中村事業管理課長】　そういった御意見をかなり強くおっしゃっている先生方がいらっしゃるといえるのは事実です。

【吉山委員】　はい。

それで、数字を忘れてしまったんですが、返還に関しては、5年分だけでしたっけ。

【中村事業管理課長】 5年間というのは、会計法に基づきまして、国の債権には5年間という時効がございますので、通常、年金の過払いの返還を求めるときは、5年間分の返還を求めるとというのが、現在の実務でございます。

【吉山委員】 あと、所得税法の非課税の方も返還はしないという案でしたか。

【中村事業管理課長】 それは、民主党で5月におまとめいただいたワーキングチームの報告書の中で、住民税非課税世帯は返還を求めないということが、受給者への配慮措置として書いてあるというのは、事実としてございます。

【吉山委員】 分かりました。来月提出する案ということですね。民主党が案を出しているということで、決定ではないですが。

【中村事業管理課長】 民主党のワーキングチームでおまとめいただいた報告書というのがございます。その中には、住民税非課税というのが入っているということでございます。政府といたしましては、先日の厚労部門会議にお示したのは、過去分についても、1割という上限は付けますが、返還をいただくということをお示したわけですが、これについて、現在、強い異論をいただいているということでございますので、また厚労部門会議でどういった形でおまとめいただくかという状況でございます。

【吉山委員】 分かりました。

【郷原委員長】 ほかにございませんか。それでは、この件については、これで終わりにしたいと思います。

本日の議事は以上ですが、ここで、お手元に参考として配付しております、平成24年度予算概算要求の資料について、厚生労働省から、前年度の概算要求との相違点分かるように、ポイントを絞って御説明いただきたいと思います。

【塚本事業企画課長】 年金局事業企画課長の塚本でございます。

説明資料4-1と4-2がございます。4-1のほうが、省全体のPR版の年金関係部分ということでございますが、本日は説明資料4-2のほうで御説明を申し上げたいと思います。来年度の概算要求の中の年金記録問題対策経費についての資料でございます。23年度の1,113億円から、対前年で40億円減の1,073億円で、9月末に財務省に概算要求としてお出ししてございます。

主な事項でございますが、1番は、先ほど御説明申し上げましたように、紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ関係経費ということでございます。2番目が、ねんきんネットによる年金記録の確認ということで、金額は若干減らしておりますが、ねんきんネット自身

は充実させていくということをごさいます、ここにも書いてございますように、これまでの解明作業によっても持ち主が分からないような記録を、インターネットで検索できるようにするための機能追加などを行っていきたいということをごさいます。3番目の厚生年金基金と国の記録の突合せでございますが、実際の業務量をにらみながら審査体制の調整をして、こういった22億円という要求をさせていただいてございます。さらに、項目の4番でございますが、再裁定等の事務処理につきましては、システム開発経費の減などございますが、引き続き要求をしているというところでございます。5番目でございますが、基礎年金番号の重複の解消ということで、1人の方に複数の基礎年金番号が振られている疑いのあるようなケース、氏名、生年月日、性別といったものをキーに調べる。そういう可能性がある方について確認調査を行うというものについて、できれば、来年度、この調査を前倒しでやりたいということで、これまでも予算は付いてございますが、今申し上げたように、前倒ししてこの作業をしたいということで、31億円と増額の要求をしてございます。その他適用あるいは保険料収納対策の推進ということで、御覧いただいているような金額の要求をしているところでございます。

私からの説明は、以上でございます。

【郷原委員長】 何か御質問があれば。

【村岡委員】 直接予算について関係ないんですが、非常に単純に言えば、想定外のことが、想定外かどうかという議論があるかもしれませんが、想定外のことが起こって、毎年多額のお金が必要になるわけですね。それはそれで置いておいて、将来再び想定外のことが起こらないかどうかということについて、どれだけの手を打っておられるかということについて、時々、いろいろな断片的なことはもちろん、例えばねんきんネットをつくっているとか、いろいろと伺うんですが、やはりトータルに一度、できれば、話を聞かせていただかないと安心できないのではないかと思います。そのため、いかがでしょうか。そのために、おおよそどれだけの金額をお使いになって、少なくとも想定外のことはもう起こらないようになっているという、安全安心ではありませんが、年金システムが出来上がるということについて、一度話を伺えれば安心するんですが、いかがでしょう。今、年金システムと申し上げたのは、いわゆる年金がどうなるか、こうなるかではなくて。

【伊原記録問題対策部長】 厚生労働省に年金記録回復委員会というのがございます。年金記録回復委員会では、今までの記録問題の救済をどうするかということと、併せて再発防止をどうするかということがテーマになっております。そうした中で、記録問題につ

いてもだんだんと道行きが見えてきた中で、再発防止は何を考えるのかということは課題になっておりまして、先ほど塚本課長から御説明のありました、基礎年金番号の重複の解消というのがその一つです。端的に申し上げますと、大きく大体三つありまして、一つは、お一人お一人に記録を。

【村岡委員】 ごめんなさい。個別にいろいろと伺うのはいいんですが、全部まとめて話を伺ったほうが分かりやすいです。

【伊原記録問題対策部長】 そうですか。分かりました。では、それは年金局と相談しまして。

【村岡委員】 はい。

【薄井副理事長】 全体でどんな整理が必要なのかというのを確認させていただいて、また御相談させていただきたいと思います。

【高山委員】 「2.」のところに、これまでの解明作業によっても持ち主の分からない記録について、誰でもインターネットで検索できるようにするという表現になっています。持ち主の分からない記録をどういう形でネットに載せるかについて、どのようなことを、現在想定なさっているのか。

それから6番目は、将来にわたって年金記録問題を発生させないためという表現になっていますが、記録問題は、現在も起こっているし、将来も起こります。私の認識とは、少しずれがあります。記録ミスはヒューマンエラーで、あちこちでいっぱい起こっている。現在でも起こっている。ここで念頭に置いていることがどういうことなのか、解説なさっていただけたらと思います。以上です。

【伊原記録問題対策部長】 まず、どのような検索をイメージしているのかというお話ですが、たまたま本日10月31日からねんきんネットの第2次リリースがスタートしております。一部の新聞にも本日出ていましたが、本日から見込額試算とって、年金額が幾らもらえるかという見込額試算ができるようになったんですが、それとは別に、国民年金の記録について、亡くなった方の記録で、不一致があったものについて検索できるシステムがスタートしております。これは5万件の記録で、もう既に不一致だというのが分かっておりますが、その方が亡くなっていて、遺族の方で心当たりのある方に見付けていただかないと、どこの誰か分からないという記録です。これを第一弾として、本日から検索できるようになっています。そういう意味では、御覧いただければと思います。

どんな仕組みかと申しますと、調べたい方が、その方の名前や、性別、どこの事業所で

働いていたかなど、いろいろと入力します。そうすると、それに一致するものがありますと、該当件数1件とか2件と表示されます。したがって、その記録そのものは検索することや、見ることはできないんですが、調べたいものの中にあるかどうかということが分かるようになっている。ヤフーやグーグルでもそういう機能がありますが。そういう形での検索をできるようにしております。誰の記録で、何か月分記録というようなものが見えるようなことにしてしまうと、成り済ましのリスクも高まりますし、プライバシーの問題もありますので、それはできませんが、調べたい記録があるかどうか、これは調べられるという形の検索にしております。

【薄井副理事長】 もう1点のお話ですが、適用・保険料収納対策です。将来にわたって記録問題発生させないというのは、一種の枕詞とお考えいただきたいと思いますが、いずれにしても厚生年金の未適用事業所対策がきちんとされていないと、将来、加入していたかどうかというような問題も起きますし、それから、きちんと給付していくためには徴収をやっていかなければいけないということでございますので、厚年、国年の適用徴収対策を進めていくことが、最終的に年金記録問題の発生にもつながらないという部分があるだろう。ただ一方で、年金記録問題というか、記録のところでの事務処理の問題というのは起こり得ない話ではないわけで、前からおっしゃられているように、フェイルはあるんだということを前提で、どう仕掛けをつくるか。しかし、フェイルをどれだけ減らしているかということは努力していかなければいけないと思っております。

【郷原委員長】 今回の厚生年金の収納率を上げるという話なんですけど、前もここで、確か話題になったと思いますが、未適用事業所を減らして行って、どんどん適用を拡大していけば、当然収納率は下がるはずですよ。収納率が下がる、徴収できない、今までできなかった事案を、そういう状況を改善していくために、予算というのはどのような対策を講じることを予定しているんですか。厚生年金の、とりわけ中小企業などの事業所の場合の収納率向上のための対策というのは、何かこの予算で手当てをしているんですか。

【薄井副理事長】 具体的にはまず、厚生年金の適用漏れという話の一つでございますので、これは雇用保険、数はあると思いますが、労働保険のほうとのデータを突合して、大きなところからということになりましょか、そういうところできちんと手続をしていただいて、適用するというのを進めるというのが一つです。それからその上で、新しく適用されたところもそうですし、それから既存のところでは保険料を納められていないというところもございますから、これらについて一番大きいのは、初期の対応が大事で、滞納が始

まった初期の段階できちんと納めていただく。たまればたまるだけ納めにくくなるというところがありますから、そこでの働きかけをどうするか。それから、適用のときも、例えばこれくらいの保険料負担になりますということをよく話をしながらやっていくとか、そういう地道な努力をやっていかなければいけないと思います。そのためには、いろいろな説明をするスタッフが要るなどの理由で予算を要求していくということでございます。

【郷原委員長】 よろしいですか。

それでは、本日の委員会は、これで終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。